

# ごかの お知らせ

No.558

役場の代表電話は☎(84)1111です

## お知らせ

### 令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、子育て世帯を支援する取り組みのひとつとして、臨時・特別的な一時金を支給しています。

#### ○対象児童

①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となっている方

②令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれ）の方

③令和4年3月31日までに生まれ、児童手当（本則給付）の支給対象となる方

#### ○支給方法

対象児童の主たる生計維持者へ振込を行います。

#### ○支給額

児童一人あたり一律10万円

#### ○申請について

#### 【申請が不要となる方】

「申請不要です」の通知が届きます。

受給拒否の届出がない限り、通知に記載している日程で振込手続を行っています。振込日、または振込日以降に児童手当指定口座をご確認ください。

#### 【申請が必要となる方】

「申請が必要です」の通知が届きます。

対象児童②の高校生のみを養育している方、町から児童手当を受けていない公務員については申請が必要となります。申請書提出後、所得審査を行い、該当となった方へ振込手続を行います。

※こちらに該当となる方には、令和3年12月24日に通知を送付しています。ご確認ください。  
※当給付金の申請は、令和4年3月31日までの受付となります。それ以降の申請受付はできません。早めに申請をお願いします。

いします。  
お問い合わせ  
健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006（直通）

### 土地・家屋価格等の 縦覧について

自分で所有する土地や家屋の評価額を確認することができます。また、周辺の他の土地や家屋についても縦覧することができます。

#### ○縦覧期間

4月1日(金)～5月2日(月)  
(土・日・祝日を除く)

#### ○縦覧場所

町民税務課 ④番窓口

#### ○縦覧できるもの

- ・土地価格等縦覧帳簿
- ・所在、価格、地目、地積
- ・家屋価格等縦覧帳簿
- ・所在、価格、家屋番号、種類、構造、床面積

#### ○縦覧できる方

- ・土地の縦覧ができる方
- ・五霞町の課税対象の土地を所有されている方
- ・家屋の縦覧ができる方
- ・五霞町の課税対象の家屋を所有されている方

※非課税及び免税点未満の方は、縦覧できません。

#### ○手数料 無料

○縦覧に必要なもの  
・納税義務者本人の場合  
納税通知書、課税明細書または  
運転免許証など本人確認書類  
をご持参ください。

・納税義務者の代理人の場合  
納税者からの委任状と代理人  
の本人確認書類を持参してください。

#### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966（直通）

### 令和4年度産米の生産数量目標 に相当する数値のお知らせ

五霞町の生産数量目標に相当する数値について、2,672トンが茨城県より配分されました。

これに基づき、農家のみなさんへの配分予定面積は、水稻作付率56%、新規需要米等生産目標（転作目標）は44%の面積に換算して配分します。

五霞町は、主食用米の生産が過剰になっています。主食用米の在庫が積み上がると米価は下落する傾向です。

引き続き、主食用米から飼料用米への転換など需要に応じた生産をしていただけますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

#### ○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582（直通）

### 五霞町DX（デジタルトランス フォーメーション）推進計画 （案）パブリックコメント実施

五霞町では、住民の利便性向上や行政業務の効率化を目指し、「五霞町DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画」の策定を進めています。

広く情報提供するとともに、意見を可能な限り反映させるため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

#### ○閲覧場所

・まちづくり戦略課

・町公式ホームページ

#### ○閲覧及び意見等提出期限

3月18日(金)まで

#### ○意見等提出資格者

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体

- ・町内の事務所または事業所に勤務する方

・町に対して納税義務を有する方

#### ○意見書の提出方法

書面、郵便、FAX、メール

#### ○お問い合わせ

まちづくり戦略課 広報戦略G  
☎(84)1111（内線223）